

## 文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめに対する 意見募集の結果概要

- ・文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめに関するパブリックコメント（意見公募手続き）の実施について、平成 29 年 8 月 31 日から 9 月 29 日までの機関、インターネット及び郵便を通じて、広く御意見を募集したところ、合計 162 件のご意見が寄せられた。
- ・主なご意見について「中間まとめ」の順序に即して事務局にて整理をしたところ、別添のとおり。ここでは全体的な傾向や主だった意見等を紹介する（一つの意見の中に複数の該当部分があったため、合計数は 162 件を超えている）。

### I. 検討の背景、II. 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方、その他全般的なご意見 (50 件程度)

- ・自然災害の多い我が国にとって災害からの復興における文化財が持つ重要性を指摘し、文化財の活用の意義の深さや的確な保全と防災対策の必要性を指摘する意見があった
- ・文化財の観光での活用に対して文化財の保存の観点から懸念するご意見や、節度のある公開の在り方等を問う意見があった
- ・文化財を後世に継承するという目的の両輪として保存と活用を考えていくことなど中間まとめの理念等への賛成の意とともに、具体的な方策等の検討を十分に進めてほしいと望む意見があった
- ・文化財の活用には、調査研究、教育普及、情報提供などもあるとの意見があった
- ・無形の文化財、民俗文化財に関する検討が不十分であるとの意見があった
- ・未指定の文化財と随所に記載があるが、地域に膨大にある古文書などをどのように扱うのか掘り下げて議論するべきとの意見があった

### III. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

#### 1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

##### <必要性と対応の方向性（40 件程度）>

- ・地域一体で保存・活用に取り組んでいくことについての賛成意見や、市町村の文化財部局への人的・財政的支援があるのであれば賛成という意見があった
- ・一方で、地域振興に資することができない未指定文化財が失われるのではないかと危惧する意見もあった
- ・地域住民でも文化財の保護に取り組もうとする人は少なくなっており、地域住民や市役所に歴史文化基本構想のことを話しても協力してもらえないとの意見があった

##### <具体的な方向性（60 件程度）>

###### (ア) 市町村による基本計画の策定

- ・すぐには対応できない市町村があるのではないかと懸念や、その背景として、市町村間の格差が大きいことなどを指摘する意見があった

- ・文化財保護の意識が低い自治体に対して計画策定を求めるべきとの意見があった
- ・一方で、経験の少ない市町村に計画策定を急がせるのではなく、まずはその前提として文化財の総合的な把握のための悉皆調査の実施を要請すべきとの意見もあった
- ・市町村が中心となって担うことについて懸念の声があった
- ・都道府県の助力が重要であるとの意見があった。また、都道府県自身の主体的な取組について明示されていないとの指摘があった
- ・国の役割の重要性や、国が実施する内容を明確にすべきとの意見があった
- ・基本計画策定において参加すべき者として、教育担当部局や文化財の保存修復に携わっている者、生物・生態学の専門家などが必要との意見があった
- ・基本計画の策定に関わる協議会と地方文化財保護審議会との関係性が曖昧であるとの意見や文化財保護関係者が孤立するのではないかと懸念などがあった
- ・国の定める指針や認定の基準、評価のポイント等を明らかにしてほしい、保存に係る項目も重視してほしいとの意見があった
- ・歴史文化基本構想との接続について考え方を示すべきとの意見があった

#### (イ) 民間の推進主体となる法人の位置づけ

- ・民間主体の活動は営利目的になるのではないかと懸念があった
- ・一定の条件をクリアした団体が文化財に関する情報を行政と共有するなど行政と民間の協働がしやすくなる手法を明記してほしいとの意見があった
- ・持続可能な活用を推進する主体として地域住民を中心とした社会利益会社の導入が必要との意見があった
- ・事業者の資格や技術の質を含む選定基準を明確に示さない事業委託は文化財の破壊につながると考えるとの意見や、実績と文化財に対する思想をチェックする仕組みが必要との意見があった
- ・これまでにはなかった民間を使った柔軟な取組を期待したいとの意見があった
- ・民間博物館と公立館との連携が必要との意見があった

## 2. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

### <必要性と対応の方向性（5件程度）>

- ・文化財保護の理念を十分に理解した者が各地域で力を発揮できるような組織づくりを願う声や、新たな担い手の拡充に対しては概ね賛成とするものの個人法人所有の文化財の適用や商業利用の問題を示唆する意見などがあった。

### <具体的な方向性（30件程度）>

#### (ア) 個々の文化財の保存活用計画の作成

- ・持続可能な活用が前提となるべきであり、国が明確に指針を示したうえで、対象となる文化財の本質的価値を確認し、保管・管理の方向性と必要な措置を定めると同時に、活用に当たっての留意事項や制限事項の整理に主眼を置くべきであるとの意見があった
- ・保存活用計画の作成を法律上明確にすることへの賛意と個人所有文化財の保存活用計画

策定中の相続税への配慮への賛成の意見があった。あわせて、固定資産税の減免や登録文化財の相続税についても配慮できないかとの意見があった

- ・保存活用計画の作成は適切なバックアップする仕組みになれば一定の機能を果たしうるものの、私立美術館については意義が明瞭ではないと感じたとの意見があった。

#### (イ) 所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置づけ

- ・所有者だけでは保存・活用の対応が難しいケースが多く、専門家を擁した NPO などの団体が所有者と伴走しながら保存・活用していくことが考えられるとの意見があった
- ・所有者が担い手となることが大前提で新たな担い手はあくまでサポートに徹するべきとの意見があった
- ・また、新たな担い手が主体となるにしても、観光ではなく保護を優先すべきとの意見があった

#### (ウ) 国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方

- ・文化財の特性に応じて公開の在り方が異なることもあり得るが、本質に影響を及ぼす過度の活用にならないよう、十分な制限が必要であるとの意見があった
- ・限られた公開機会をどのように有効活用するのかを検討することも必要であるとの意見があった
- ・学術的根拠を明らかにすること、緩和しつつも厳しい制限を設けることなどの意見もあった
- ・海外における展覧会の会期幅等の延長や、公開日数の上限の延長にとどまらず、ルールの適用範囲そのものを見直すべきとの意見があった

#### (エ) 文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備

- ・センター的機能の整備の必要性が急務であるとの意見があった
- ・実現させるために大学等の教育機関や行政間の連携機能の整備が必要との意見があった
- ・国の機関だけで全市町村に対応できるのか疑問であるとの懸念があった

### IV. その他推進すべき施策（60 件程度）

#### (1) 地方公共団体の体制充実

- ・専門職員の配置推進に強く賛同し、積極的な配置を行っている自治体には地方交付税の上乗せ措置など財政面での支援の実現が必要との意見があった
- ・地方公共団体の文化財部局の人材確保や資質向上が必要であるとの意見があった
- ・首長部局への権限移譲に反対、あるいは慎重に行うべきとの意見があった。その理由としては、まちづくり行政や観光行政は時として対立するものであることや、首長が現状変更の申請と許可の権限の双方を持つことは中立性を損なう恐れがあること、学校教育との連携の方向性が弱まることなどが危惧されることなどがあがった。
- ・一方で、現状は事務委任や補助執行にとどまっているが、中間まとめが指向するように文化財の保存と活用を重要な柱として位置付けていくこととすれば、首長部局で文化財の活

用を主導している現状について法令上の位置づけがかえって曖昧になりかねず、法令上の明確化は今回の文化財保護法見直しにあわせて措置すべきとの意見や、既に知事部局で担当している事例が多く国の制度上の問題ではないかとの意見があった

## (2) 博物館等の役割強化

- ・学芸員等の配置充実に賛成するものの、地域振興・観光振興により、調査研究・保護継承が軽視されることがないように注意が必要との意見があった
- ・今日的課題を的確にとらえた側面もあるが、人材や財源の確保という点において現実から乖離している面があることも否定できないとの意見があった
- ・常勤学芸員の配置数を増やして博物館が持てる機能と魅力を十分に発揮できるよう抜本的な対策を示すべきであるとの意見があった
- ・学芸員の担うべき調査研究等の業務が軽視されないようにしていく必要があるとの意見があった

## (3) 国際交流や訪日外国人旅行者への対応

- ・外国人の目線を含めて意見聴取を行うことが必要であるとの意見や、障がい者への対応の必要性が触れられていないことが問題であるとの意見があった

## (4) 文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携

- ・史跡の復元建物は史跡の理解に資することは事実だが史跡などの文化財の価値を損なわないことが条件との意見があった
- ・文化財保護を中心に据えつつ積極的に文化財のレプリカを生産して展示することで伝統技術の継承や訓練に繋がるとの意見があった。一方で、未来に継承するために第一に考えるべきは文化財本物が伝える日本文化であるとの意見があった
- ・文化財のデジタルアーカイブが重要だが、現在は個々の文化財所蔵機関が個々に構築したものが中心であり、国の「文化遺産オンライン」の参加者の拡充や統合型アーカイブの充実を進めるべきとの意見があった

## V. 中長期的観点から検討すべき課題（10件程度）

- ・中間まとめで挙げた検討すべき課題について、重要な問題であるとの意見がそれぞれ寄せられた
- ・中でも、文化財を守る技術者・技能者や材料の確保への意見、災害発生時の文化財レスキュー活動等の在り方についての意見が多かった
- ・災害対応時には県境を越えて市町村間で協力したが、平時でも市町村間の協力を奨励することを取り入れてほしいとの意見があった

**I. 検討の背景**

**II. 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方**

**その他全般的な事項**

近年、中規模の自然災害（例えば2017年の九州北部豪雨など）は、毎年繰り返され、激甚指定を受ける大規模な災害も数年おきに発生し、文化遺産の滅失も繰り返されている。滅失は免れたものの、大きく傷つき活用困難な状態に放置されているものも多数ある。それらは特に未指定文化財と呼ばれるものの中に目立つ。レスキューされはしたものの、材料の脆弱性、制作技術などから再生困難というものも多数ある。自然災害から文化遺産を保全し、活用を図るために、防災対策は避けては通れない、活用の必須の前提である。

今回の文化財保護法の改正では、今まで明確には規定されていなかった「活用」という部分に焦点が当てられている。2004年の新潟地震で壊滅的な被害を受け、全村移転の瀬戸際にあった旧山古志村の村民が、「牛の角突き」行事を避難先の地で実施し、これを見た村民が奮い立ち、帰村を決意したことは有名な話である。文化遺産の活用は有形文化財、無形文化財を問わず、災害の復興を推し進める人々の「内なる力」になる。災害からの復興という観点からも、文化財の活用は、時宜に合った取り組みといえる。文化財の活用は、観光客の誘致による経済の活性化をもたらすだけでなく、昨今の日本を取り巻く災害事情の中であって、被災した国民の復興を推し進める原動力の一つと認識されており、この点からの法整備も、是非進めていただきたい。

文化財行政は今後も保護を本分とすべきであり、観光利用に他ならない安易な「活用」拡大に反対する。政府をあげての「観光立国」策に唯々諾々と追随し、文化財保護行政を文化庁自らが捻じ曲げ、「活用」の美名のもとに文化財を観光資源へと動員する世紀の愚策であり、断固反対する。

京都では観光客が増加、公開されている建物は有名な所は満杯。公開の機会や利便性が良くなることに否定はしませんが、活用という事が収入を得る事と同じに考えられているように思える。節度を持った公開の仕方などの検討委員会の設置の義務付けが急務。

文化財を観光資源と位置づける見解が最近強く前に出ていたので、文化財保護法の改正に対しては危惧を覚えていたが、「まとめ」は、全体として素晴らしいと思う。特に地域住民の位置づけは好感が持てる。ただし、外国からの訪問客に対する対応の必要性は「まとめ」の中で触れられていたが、障害者に対する対応の必要性については触れられていなかった事が非常に問題だと思う。

主な御意見の概要

資料1 別添

これまで文化財の保存・保護を重視してきたのに外国人観光客誘致の為に保存を軽視するとは何事か。最近外国人に盗まれたり汚されるといった犯罪が増えてきている。そういった事を考えると文化財保護法改正に反対する。

文化財を活用するためには、文化財の単なる解説では観光客を引き付ける力は小さいし、持続性はない。そのためには、彼らにとっても理解可能なストーリー作りが必要である。ストーリー作りには、美術品としての価値や歴史的評価の高いものだけでなく、未指定文化財、景観や村の歴史、民話など、文化遺産が総動員されなければ実現できない。この点は「中間まとめ」でも強調されており、成果が期待される。

文化財の保護・保存についての理念、措置や制度について、これまでの経緯、特に文化財の喪失という危機に対応してきたことを踏まえながら改めて明文化し、明確に位置づけられることを望む。

文化財の「保存」と「活用」について、ある意味相反する方向性を持つ両者を、文化財を後世に継承するという目的の両輪として、同じ方向で考えていくことに賛成する。具体的な方策等、これからも十分な議論と準備がなされることを切に望む。

文化庁は文化財をどういう位置づけで指定してるのか。小さいころそういうものは触っちゃいけないから、行ってはいけないとこだったと記憶している。そのようにしてしまったのは誰か。ヨーロッパではそういうものが身近であった。小さな街でも古い教会が残って使われてる。建物は使わないと、朽ちていく。それと同じで、書物などもしまってもダメになるのではと思う。自分たちが認定した文化財を把握しているのは、自分たちです。例えば田舎の小さな文化財をグループ分けして、何か特色のあるツアーを企画して人に知ってもらおう。そうすると今それは見せられる状態なのか？そしてなぜ認定されてるのかも知らないといけない。根本から見直さないといけない時期なのではないか。

文化財保護が文化財の保存と活用を両輪とし、その相互作用によって成立しているものであるという現在の「文化財保護法」の理念は反映されており、究極的には保存を活用より優先する方針に立ちながら、活用の幅を広げて行く可能性を探るものであると解する。文化財の「活用」という場合、実物の「公開」だけでなく、文化財の価値の明確化やその伝達、共有などが含まれるべきであり、具体的には文化財に関する「調査研究」、「教育普及」「情報提供」などがその方策として考えられる。これら現実的な「活用」の内容を文化財保護法制の中でも明示するとともに、それぞれの内容に関して国、地方自治体、国民等がどのような役割を果たしていくべきかを提言することが望ましい。

主な御意見の概要

資料1 別添

随所に「未指定の文化財」という言葉があるが、具体的にどのようなものを考えているのか。美術工芸等では、古文書のように、歴史文化を知る上で貴重なものが膨大に存在している。

地域に膨大に残されている古文書や歴史的行政文書など記録資料的な文化財をどのように扱うのか。文化財の多様性をどのように考えているのか。このような点ももう少し掘り下げて議論されるべき。

中間まとめまで約2ヵ月で7回の議論と云うのは、余りにも短時間ではないかと思われる。文化財においても多種多様で、「国宝」といっても建造物から刀剣・絵画・彫刻等美術品に亘る。大都市から市町村によっても違いが出て来る。指定を受けて居ない「美術的価値」のあるものは如何するのか？ これらの中には非常に重要なものがあり、地域史研究には欠かせないものが数多ある。個人で所有している文化財等は、美術品ブローカーなどが暗躍し、海外流失などという事が考えられる。

古いものならなんでも文化財になりうる、というような考えや動きが見られないか？街の景観にとって大切だという観点からの保護は理解するが、だからといって何でもかんでも守れば良いとは思わない。今後、地方の過疎集落を中心に廃村、廃集落は続出するだろう。そういった地域にもそれなりに古くて大切な建造物や美術品はあるだろう。動かせるものは動かして保存すれば良い。

文化遺産・自然遺産の保存活用と、社会におけるその役割について、ユネスコを中心に国際的な議論が活発に行われており、2015年11月20日付でUNESCOから「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」がだされている。しかし、中間報告では、この件について全く触れられておらず、国際的な背景の説明が十分されていない。

全体の議論の対象がハードに偏っておりソフト（無形文化財、民族文化財）に関する検討が不十分であると思う。特に14ページで取り上げている課題一覧の内容は、ハード偏重が過ぎるものと思う。

今回の「中間まとめ」において、「市区町村」ではなく「市町村」となっていることは、国民や関係者は気付きにくいものの文化財にとっては極めて重い差別か、あるいは企画調査会委員にとって極めて危ういか、そのいずれかの大きな問題があると考えられ、意見を提出する。

「中間まとめ」における改革の基本方針に対し特に異論はない。適切な方向性を概論として示してくれている。そして、これらの方針を実現していくポイントは、結局のところ文化財保護・活用にかかる「人材」の確保ー人材の認定と配置、育成にあると思った。それを具体的にどのように実現・実施していくのか、諸制度の創設や整備、諸事業・活動の振興につき、今後、具体的な法制度や施策としてどのように展開されていくか、期待し、注視していきたい。

有形民俗文化財の研究者であり学芸員である私は、改正には資料保存の観点から慎重な意見を持っているが、次代を担う若者たちの率直な意見をもとにこのコメントを作成した。「中間まとめ」と新聞各紙の論説等を説明したうえで、文化財は活用すべきであると同時に保護すべきであるというジレンマがあることを共有した。そのうえで60名の学生を、「活用推進派」と「保護重視派」のふたつの立場に無作為に二分し、それぞれのスタンスから推進の効果と保存上の弊害について問題を考えるロールプレイ形式のディスカッションを行った。「活用推進派」からは、文化財を公開することが外国人観光客増加や満足度向上に直結するとしているのは安直である。文化財の保護よりも公開を優先とするのは、必要なインフラが充実されなければ効果に結びつかないのではないかと。コンテンツを活かすためには、博物館連携や学芸員の異分野交流を促進することが重要である。これに対し「保護重視派」からの見方は、この改正によって本当に外国人観光客増加に結びつくのかは、まったくイメージができない。テレビのワイドショーなどでは、アジアからの観光客によるマナーの悪さやゴミ問題、施設の毀損などが報じられるが、こうした状況が拡散していくイメージしか持てず、こと文化財等においては、保存はもちろん、意味ある普及活動においても支障が出るのが容易に想像できる。権限が市町村に移譲されることで、市町村独自の文脈を活かしたり、中長期的な計画とも関連付けたりして、特徴を出すことにつながっていくならば、これには期待を持てる。加えて「活用」という方向性が打ち出されることで、文化財を所管する教育委員会だけでなく、開発や観光、福祉などの市長村長部局とも足並みがそろい、ストーリー豊かな町づくりには資するところが大きいだろう。議論を終えたあとで、ロールプレイでの立場に関わらず、文化財保護法改正は「好機到来」か「時期尚早」かのアンケートを行った。その結果、全学生60名中「好機到来」は25名「時期尚早」は35名となった。

中間まとめには、文化財の「研究」という視点が欠落している。文化財の保存、活用、継承は研究を抜きにしては考えられない。「研究」という用語を「〈2〉. 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方」に明記すべきである。

### III. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

#### 1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

##### (1) 必要性と対応の方向性



主な御意見の概要

資料1 別添

文化財の保護・活用が課題であると認識するのであれば、文化財部局に十分な人数の「専門的な人材」を配置できるよう、国としても具体的な財政・人材上の支援等を講ずるべきである。またこの場合、「専門的な人材」は短期間で異動しない常勤職で、他の部署との兼職ではない専門職であるべきである。

専門的な人材の不足は無視できないが、それ以上に文化財部局としての経験の乏しさが重大だと考える。一部では豊富な経験を積み、それを生かしている先進的な市町村はあるが、市町村間の較差は極めて大きく、多くは都道府県文化財部局の助力が極めて重要である。市町村間の看過しがたい較差に言及していない点が不十分に思える。

地方の市町村には建築の文化財担当者がいないことが多く、地方と都市部との対応の格差が心配。建築担当者の充実が必要。またそれを補う意味でも、ヘリテージマネージャーなどの民間の専門家との連携が必要。

文化財の継承の担い手としての「地域住民」が想定され、地域住民に最も近い行政である「市町村」の主体的役割が期待されているが、一方で都道府県や国に求められる役割も大きい。国際社会を見据えてわが国の文化財の保護・活用をさらに展開をしていくためには、国にも責任ある体制と予算の構築が必要であり、文化財保護法の改正と同時に「文化省」の創設が必要であると考えます。

中間まとめに示された理念と方向性は十分理解できるが、自治体の文化財保護能力に著しい格差がある現状に鑑みれば、まず国の文化予算を拡充し、自治体における保護体制の強化や保護人材の確保を含めた「文化財インフラの整備」に取り組むことが大前提である。

そもそも文化財とは誰のものなのか。近年、地域歴史遺産として文化財をとらえ、主体としての地域住民が重視されている。まちづくりや活性化のツールとして文化財を考える視点より先に、地域住民が継承してきたかけがえのない、地域の宝である文化財を、地域と地域住民のためにいかに価値を示しながら活用し守っていくか、という観点を、何より堅持するべきである。

地域住民でも文化財の保護に積極的に取り組もうとする人は、かなり少なくなっており、想像以上に地方は疲弊している。地域住民や市役所職員に「歴史文化基本構想」のことを話しても、観光資源になるようなものはないからと協力する気がないことが多々ある。

主な御意見の概要

資料1 別添

すぐに直接的な活用ができない文化財や現在価値付けが明確でない未指定の文化財の保存・保護に影響が出るのが危惧される。活用のための調査・研究・保存の前提として、文化財の学術調査・研究への人的・財政的な措置を含めた支援を望む。

**1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化**

**(2) 具体的な方策**

**(ア) 市町村による基本計画の策定**

文化財保護の基本計画を市町村が担うことに反対する。市町村は文化財を観光収入・経済効果・「町おこし」の資源として利用しようとする傾向が強く、彼らに「保護」計画の主導権を与えれば、観光優先＝保護軽視の施策が行われることは明らかである。過去にも、市町村が観光目的での勝手な文化財の現状変更・開発等を行い、文化庁が原状回復を指導する、といった事案が多発していることは、文化庁自身が最もよく知っているはずではないか。

新たな制度では市町村が、指定・未指定を問わず域内の文化財の総合的な保存・活用に係わる基本的な計画を策定し、国の承認を得た上で、市町村が保存・活用のために必要な措置を行うとされている。その結果、これまで国が責任を持って行ってきた国指定文化財の現状変更などの管理、特に保存・修理事業を、都道府県を飛び越えて直ちに市町村へ権限委譲することには現状で危惧を覚えざるを得ない。

市町村が文化財の保護・活用に主体的な役割を果たすことに反対。意見の理由は、市町村は常に「町おこし」「村おこし」を最優先に考えているのであり、そうした機関に文化財の保護・活用の主導権を与えれば、保護よりも活用優先で文化財の破壊がすすむおそれが強いから。

「中間まとめ」では触れられていないが、「基本計画」の策定を条件として、指定文化財の現状変更許可権限を、当該市町村へ委譲するという法改正が検討されていることが報道されている。この報道の当否は不明であるが、事実であれば大きな問題である。報道によれば、市町村への権限委譲を求める理由として、許可までに多くの時間を要することがあげられているが、すでに軽微な現状変更は都道府県に権限が委譲されている。国に権限が残るものは軽微でない現状変更であり、当該の指定文化財に影響を及ぼすものであるから、この権限を委譲するにあたっては慎重な検討が必要である。

市町村を核とする計画の問題点として、「市町村への丸投げ」とも思えるものとなっている。

今後、この指定の有無で文化財の取り扱いに格差が生じないか、差別化、選別化が加速されないか心配。活用にあたり価値が無いと判断された物は捨てられてしまわないかが心配。また、指定の基準も自治体間で基準が異なると、保存されるべき物が保存されえないこともあると懸念される。企画調査会の配布資料の中で、“調査研究なしに「文化財」とはなりえない＝「それは一体なんであるのか」がわからないものは「文化財」ではない”という一文があるが、特に埋蔵文化財の出土遺物の中には、“「それは一体なんであるのか」がわからないもの”は多々あり、それらも文化財であると思う。その解明には学術的な調査研究が必要。これらは活用には向かない物でもあると思われませんが、そうした物の「保存」も保障して頂きたい。

基本計画を策定できる市町村の数をどのていどと想定しているのか明確ではないが、すぐに対応しうる市町村は、千数百ある市町村のうちごく僅かであり、計画を立て得ない市町村の文化財が、結果的には切り捨てられるのではないか。  
 「基本計画の概要」のなかに「基本計画には、地域に所在する文化財（未指定を含む）を総合的に把握した上で」とあるが、それを行える市町村はどれほどあるであろうか。その調査・保全のためには、人と費用と時間が必要であり、この2,3年で達成できるものではない。この方向で進めるためには、比較的長期の展望をもって人を育て、調査を進める必要があり、そのためにこそ国の施策・支援が必要であろう。

「中間まとめ」では、未指定文化財を含めた総合的な文化財保護対策の必要性が論じられており、未指定文化財を含めた文化財防災対策、地域振興の方策などが検討されている。しかし、そのための基礎となる未指定文化財に関する悉皆的な調査は、多くの自治体において行われていないのが現状であろう。地方自治体の未指定を含めた文化財調査には、各分野の調査実施が可能な専門人材の紹介、予算措置などを含めた国等の支援が望まれる。なお、悉皆的な文化財調査の場合、従来報告書の発行等、調査成果の公表が行われることが通例であったが、これらの情報を公開した場合、個人所蔵品などに関しては個人情報保護の問題、寺社等の文化財に関しては盗難の情報源となるなどという問題が生じる恐れがある。調査結果に基づいて文化財指定等を行う場合などは別にして、調査成果の情報については、調査した自治体と所有者のみが保有する、情報の使用範囲も限定するなどというような柔軟な調査方法も認めるべきであると考えます。

現在1,700を超える市町村のうち、歴史文化構想を踏まえた計画が採択されている市町村は70に留まり、文化財の保存・活用を事業化した経験のある市町村は圧倒的に少数である。国はこうした現状を十分踏まえ、経験の少ない市町村に「基本計画」の策定をやみくもに急がせるのではなく、まずはその前提として地域内に所在する文化財（未指定を含む）を総合的に把握するために、悉皆調査を実施するよう要請すべきである。

主な御意見の概要

資料1 別添

中間まとめには、美術工芸品等に配慮した記述もみられるが、全体の基調では、「中間まとめの概要」にみられるように、その位置づけがなされていない。基本計画は、建物・史跡・無形文化財を念頭において、市町村を担い手として、策定されているように見受けられる。しかし、美術・工芸等に関わる文化財は、必ずしも直接地域と結びつくことなく伝来・保存されてきており、この基本計画では切り捨てられてしまう。さらに美術工芸だけでなく、建物についても、元の位置から、他の場所に移して保存されているものも多くあり、それらへの対応を欠いたものとなっている。

市は古民家を文化財として価値あるものと積極的に見ようとしません。そういう市の状況の中で、登録有形文化財の申請をしたわけですが、相続税問題は付きまとう。今回の法改定で、相続税対策についてちょっと触れられていたが、古い建物の保存と活用のために、根本的な問題に法律的にもアプローチしてほしい。また、文化財保護の意識が乏しい自治体へは、基本計画作成等法的なテコ入が必要だと思う。

地方の市町村には建築の文化財担当者がいないことが多く、地方と都市部との対応の格差が心配。建築担当者の充実が必要。またそれを補う意味でも、ヘリテージマネージャーなどの民間の専門家との連携が必要。

「基本計画の概要」の連携すべき分野に「健康増進」がない。文化財所在地まで足を運び、見て、触れて、考えれば、心身の健康増進と維持に役立つ。また、文化財の活用は地域づくりが第一の目的で、そのためには住民参加ではなく、計画の最初から地域住民と共に作り上げて実現する「住民参画」の方向性での実施が必要。観光はそのあとに来るべきで、最優先課題ではない。

基本計画策定に関わる協議会と文化財保護法第190条に基づく地方文化財保護審議会との関係性については、「意見聴取も必要とすることが適当」とされ曖昧なままである。文化財保護法では、地方文化財保護審議会は従来より地域の文化財の保存・活用についての諮問機関として位置づけられてきた経緯があり、基本計画策定にあたっては、従来から地域の文化財の保護と活用の蓄積を踏まえた組織づくりを考慮していただきたい。

主な御意見の概要

資料1 別添

基本計画を策定する協議会において、文化財保護担当者が孤立しないようにすることが必要と考える。基本計画の策定に関わる協議会に文化財部局だけでなく地域振興の担当、商工会、観光関係団体等も参加することが考えられるとする一方で、文化財保護審議会に対しては意見聴取にとどめている。また、首長部局も文化財保護を担当するようにした時に、協議会へ首長の意志が強く働くことになる。先に報道されたような「一番のガンは文化学芸員」といった扱いを、文化財保護担当者が協議会で受けることがないよう、基本計画策定時の枠組みを作ることを強く願う。

文化財の定義が周辺のものを含むようになり、行政内、連携する市民団体、所有者など、多様な立場の連携や組織が必要となり、専門性を生かすこと以前にフラットな関係性、意識の共有などが必要。支援する側のNPOなど市民団体においては、恒常的なマンパワー不足、資金不足を抱えて活動することも多く、活動の「目的」や動機を行政関係者等と協働する過程において理解して欲しい。

計画の策定には、文化財の保存修復に携わっている者も関わるべき。

「計画策定手続」について、策定のための市町村の関係部局に、学校教育、社会教育等、文化財部局以外の教育担当部局の参加について記すべきである。

基本計画の策定にあたっては、「景観」からさらに一歩進んで、生態学等、生物多様性の保全に詳しい専門家と連携し、その意見を尊重することを明記していただきたい。計画策定のための協議会の構成員には生物学・生態学系の専門家も加えてほしい。  
これは、史跡公園の整備にあたって、埋蔵文化財を重視するあまり、水田・畑・草地など、従来その土地で生息していた生物の生息環境を破壊するような整備が行われているためである。

国の役割は、「基本計画の認定」と「取組への支援」とされるが、それでは国の主体的な文化財保護への役割が放棄されているのでは。また、「認定」の具体的基準（運用方針）が示されておらず、その「基準（運用方針）」のありかたによって、推進すべきものかそうでないかは、判断に大きな差が出る。参考：世界遺産の基準

市町村は「基本計画」に「文化財を保存・活用するための方針」などを書き込むとしているが、その方針が文化財保存と活用のバランスが取れているか、毀損の危険性を伴うものになっていないかを責任をもって判断するのは、国のどの機関なのか。「基本計画」の承認基準の明確化と、承認手続きの透明化を強く要求する。また「基本計画」は「定期的に評価・見直しを図る」ともあるが、その評価は国のどの機関でなされるのか。また、その際評価ポイントは活用に偏重すべきではなく、保存に係る項目も重視すべきである。

「国による指針作成及び基本計画策定市町村への支援」の部分に、「適切に機能・用途を与える」ためのコンセプトメイキング（検討方法、合意形成方法）についても、国や都道府県がしっかりサポートするよう記載していただきたい。

「既に建設当時の役割を終えて機能・用途を失った」文化財を「現代社会の中で適切に機能・用途を与え使う」ことは、文化財の指定種別が広範囲になっていること、制作年代が近現代をも含むことから考えても重要である。ただ、それは大変難しい。最終とりまとめの際には、p.5の「国による指針作成及び基本計画策定市町村への支援」の部分に、「適切に機能・用途を与える」ためのコンセプトメイキング（検討方法、合意形成方法）についても、国や都道府県がしっかりサポートして下さるよう記載していただきたい。

文化庁は基本計画策定に対して支援を実施し、都道府県は基本計画を策定する市町村に対し指導助言を行うとするが、現状の文化財保護に関わる法体系上の権限・機能の担保や補助体制の流れを明確にする必要がある。その際に、文化財保護に関する財政上、税制上、法令上の位置づけを明らかにするとともに、公共財である「文化財」の保護に対する指導監督の重要性に留意し、責任を明らかにすべきではないか。

都道府県は、「市町村への指導助言」、「支援」をするとなっているが、都道府県自身の文化財保護等への主体的な取組が明示されていない。都道府県は基本計画の策定主体とはなりえないのか。

市町村が核となるとき、国・県が所蔵する文化財を、基本計画でどのように位置づけ利用するのかは、大きな課題である。

これからの時代にふさわしい文化財継承のため、都道府県が基本計画を策定する市町村に対して指導助言をし、また小規模な市町村に基本計画策定への支援を行うなど、積極的にその役割を果たすことが期待されるが、具体的にどの様に進められるのか。広域での連帯、研修の実施や人材育成など挙げられるが、実際のところ指導する側の都道府県において、専門的な人材が追いついていないのが現状である。

地方に眠る特徴ある文化財の掘り起こしが地方創生に繋がるため、積極的に文化を発信している国登録有形文化財（建造物）を積極的に重文に指定する仕組みの制定、もしくは特別国登録有形文化財として維持管理費の補助、免税措置等の制度見直しを提案する。所有者から国へ直接提案できることが重要である。

登録文化財制度の効果的な活用について、美術工芸品については安易に進めないほうが良い。財産権の保護が優先されるため、無届の売買や譲渡、所在場所変更等に歯止めが利かなくなり、重要美術品の二の舞となる。

登録文化財の場合、税制の優遇が十分でない。特に都心部の大きな建物の場合維持できない。土地の固定資産税の減免も必要。  
地方の場合、固定資産税も比較的安い、市街化調整区域だと用途変更には都計法上ハードルがあり、結局空家で放置され地域が疲弊する。活用を促すような法整備が必要。

策定済みあるいは策定しようとしている歴史文化基本構想との接続、法的な関係等について考え方を示すべきである。歴史文化基本構想策定を計画している市町村において、「基本計画」の要件等が明確にならないと策定に着手できないという状況が生じないようにしていただきたい。

**1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化**

**(2) 具体的な方策**

**(イ) 民間の推進主体となる法人の位置づけ**

民間主体では営利目的になり、見栄え、人気のある文化財は活用されるが、真に地域振興に必要な文化財の管理がおろそかになることは、すでに指定管理者制度が博物館施設になじまず、現在、全国的に民間から公に管理を戻す自治体が多いことから明白である。また、利益にならなければ継続性は全く担保されず、専門性も軽視される恐れが十分にある。文化的事業は観光事業のように利益を追求すべき事業ではなく、地域のアイデンティティを保護・継承することを第一義としており、安易に文化財を観光資源にすり替えることは、日本という国の文化の軽視につながりかねない。



文化財の管理をこれまでの所有者、管理団体から、民間の事業者までに拡大することは文化財の公益性と事業の継続性を考えれば好ましくないと考え  
る。UNESCOからだされている「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」では「ミュージアムの主要機  
能は、社会にとって何よりも重要なものであり、単なる財政的価値には換算しえないことを認識すべきである」と明言しており、事業者の資格や技術の  
質を含む選定基準を明確に示さず、民間に事業を委託することは文化財の破壊につながると考える。

地域の文化財の総合的な保存活用を民間に任すということは、神戸宣言からみるなら、基礎的な環境整備の主体としての地方自治体の基本的な役割を否  
定するものではないのかという不安を感じる。自然災害時に保全された地域歴史文化遺産のその後の総合的な保存や活用については、各地の地方自治体  
の役割が大きいと考える。

民間主体の取り組みを推進することは一定の効果が見込まれると思うが、「民間」の資質、要件基準の議論が不十分なまま進んでしまうことを危惧す  
る。実績と文化財に対する思想をチェックするシステムが必要で、その際、これまで努力してきた民間団体が優先され、いわゆる一般的な入札の「公平  
性」のような観点とは異なる「公平性」が必要だと思う。また、民間にゆだねる場合でも、試用期間を設け、所有者とのコミュニケーション、所有者か  
らの信頼を得られるような事前の調整期間が必要だと考える。

持続可能な活用を推進していくために、地域でマネジメント主体となる経営体として、地域住民を中心とした社会利益会社を提案したい。現在のN P O  
法人では、受け皿として不十分である。社会利益会社は、英米などで実績があり、日本においてもその実態調査を踏まえた検討がなされたこともあるが  
実現していない。文化財の保存と持続可能な活用を通じて、文化財を育ててきた地域の持続的な維持発展を目指す本施策こそ、社会利益会社の導入によ  
る、新たな公共のあり方の創出にふさわしいと考える。

主な御意見の概要

資料1 別添

「地域の文化財の調査研究、保存、活用などに係る民間の活動を積極的に位置づけた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことが必要である。」に賛同する。現在の文化財の置かれている状況は扱われ方には格差がみられる。広く国民のものにするためには、多くの年齢層の人たちに様々な活動を通して文化財について知って興味を持ってもらうことが必要である。文化財は保存・活用が柱だが、この枠を取り払って自由な発想で物事を考えるには民間を活用して、多数のアイデアから可能性をさぐるのも一つの方法だと思う。大学で文化財に関係する教育を受けた人間でも専門職に就職できるのはほんのわずかであるため、ここから漏れた潜在的能力をもつ人間は若い年代にも多数存在しており、民間がこれらの人たちの受け皿になり、地域に根差した活動ができればアイデンティティーの形成にも役立ち地域の活性化につながる。これまではなかった民間を使った柔軟な取り組みを期待したい。

町の中の残して行ってほしい建物をグーグルマップにマーキングしていく活動を始めた。行政はすでに文化財をはじめとするデータを蓄積しているが、文化財は文化財、都市計画（町づくり）はそこだけ、でデータの共有が出来ていない。民間との共有は尚さらに無理と言う。データの保管や開示の仕方は検討が必要だが、関係の部署や団体が共有し、町づくりや文化財の周知、災害時の手当てに役立てて行けるものとする。行政間の連携や一定の条件をクリアした団体などとの情報の共有や協働がもっとしやすくなる手法を明記してほしい。

貴重な資料を持つ国内の民間博物館と優れた施設を持つ公立館とが連携して博物館の活性化を図ることも必要な時代ではないかと考え、そのことを検討課題としてお願いしたい。

**Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策**  
**2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充**  
**(1) 必要性と対応の方向性**

文化財修理を取り巻く専門家に国が一定の権限を与えることや、その専門家を助ける民間の組織が必要だという点には賛成する。日本には、官と民が一体となり難易度の高い修理に挑み、適切な技術や価値観、倫理観を構築してきた事実が有る。調査会が構築しようとしている協働の礎は既にできているといえよう。文化庁が核となり、文化財保護の理念を十分に理解した者が各地域で力を発揮できるような組織づくりをお願いしたい。

文化財の担い手を社会全体に広げていくことの大事さを認識しながら、担い手の質を高めていく事が並列して必要な事と考える。文化財が一部の行政職や専門家、愛好家の占有物としてではなく、広く国民あるいは世界人類の享有する資産として、門戸を広げて考えていく発想が、今回の「これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」の前提になると考える。

「一口に文化財といってもその様態は多種多様であることから、適切な保存・活用の在り方は文化財の種類や性質に応じて異なることに留意しなければならない。」との考え方に賛同する。文化財保護法の下で、重文に指定された多種多様な行政文書の修理と保存に関して、適切な保存と活用の在り方を検討する際に、歴史資料の修復専門家として関わっていないジレンマを日々感じており、専門家の知識や経験を活かし深めて、担い手を増やしたい。

「基本計画」から外れる個々の文化財については、「保存活用計画」を策定して施策を進めていくこととされているが、地方の自治体が弱体化していくなかで、「儲からない」文化財が切り捨てられていくことにならないか、強く憂慮される。「基本計画」に含まれない「個々の文化財」としての対応は当面の対応にとどめ、どのように地域社会の維持発展につなげて将来へ継承していくか、国が全般的な施策を示し、トータルマネジメントを行っていくべきである。

新たな文化遺産の保存継承政策においては、有形・無形の枠をはじめ文化財の種類を超えて、生活活動に応じた総合的な視点と制度設計が必要に思われる。文化財保存行政サイドが旧来の宝物の厳密保存的立場を続ける間に、「景観法」や「歴史まちづくり」法など建設・都市計画行政サイドは広い意味での文化遺産の保存継承に足を踏み入れている。それは歓迎すべきことではあるが、地方行政の指導において、時に、歴史的建築物の意匠や特性に十分な理解がないために、それを知る者からみると疑問におもえる事例もある。歴史文化に詳しい知識を有す文化財保存行政担当者が建設・都市計画サイドと連携・協力し、真正性を維持すべきは維持し品格のある歴史文化的環境継承と発展に寄与すべきであろう。そのためには一方で、文化財保存担当者が厳密な全体的保存に固執しない姿勢と、継承活用型の設計技術を身につける必要があるだろう。

## 2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

### (2) 具体的な方策

#### (ア) 個々の文化財の保存活用計画の作成

史跡等は、現在「保存活用計画」の策定が推奨されているが、元々は「保存管理計画」の策定が進められてきた。活用が重視されるあまり、保存がおろそかにならないか危惧される。「保存活用計画」においても、保管・管理の体制を策定していくよう国が主導していく必要がある。この「個々の文化財の計画的な保存・活用」においても、持続可能な活用が前提となるべきであり、国が明確に指針を示した上で、対象となる文化財の本質的価値を確認し、保管・管理の方向性と必要な措置を定めると同時に、活用にあたっての留意事項や制限事項の整理に主眼を置くべきである。

「保存活用計画の作成」は地域や自治体、文化財所有者の実情を汲み取り、かつ国が適切にバックアップする制度設計が施される場合、文化財の継承に一定の機能を果たすものになるかもしれない。しかし、地域的なものから切り離され、蒐集されたコレクションを基礎とし、かつこれまでもすでに保存と活用の双方に尽力してきた私立美術館等が所蔵する文化財にとって、どのような意義をもつかは明瞭ではないと感じた。

個々の文化財の「保存活用計画」については、史跡・建築については、比較的作成可能であるが、美術工芸などの文化財については、中間まとめにも触れられているように、異なった観点からの把握が必要である。

主な御意見の概要

資料1 別添

個人所有の文化財について、長期にわたる公開・活用が保存活用計画上明確となっているものは「計画期間中の相続税について配慮する」とした点は賛意を表したい。

文化財の所有者及び管理者に保存活用計画を作成することを法律的にも明確にすることに大いに賛成する。個人所有文化財の計画期間中の相続税についての配慮は欠かせない。特に歴史的建造物は、保存活用計画の期間中については相続税だけでなく固定資産税についても減免しなければ、国民共通の財産である歴史ある文化財は残せない。

**2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充**

**(2) 具体的な方策**

**(イ) 所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置付け**

あたらしい組織、あたらしい役職の設置は、現在の文化財保護行政にメリットはない。現行の組織のマンパワー不足、低予算がすべての悪影響の根幹であり、今まで通り、美術学芸課そして都道府県教育委員会の責任のもとで実施するのが文化財にとってもっとも有効である。これらの業務は数十年単位で実施すべきもので、単年度の利益や集客で論じる内容ではない。これまで通りの恒久的な組織、役職が責任を明確にし業務を遂行すれば、文化財は安全に次世代へつなぐことができるはずである。

「新たな担い手」がどのような組織（法人）を想定しているのか明確になっておらず問題である。「新たな担い手」の資質によっては、文化財の保護に大きな問題を引き起こしかねないし、このような「新たな担い手」が必要か、必要ならどのような「要件や資質担保の方策、指導監督の在り方」が講じられるべきかなどが、慎重に検討されて制度化されなければならない。個別の「保存活用計画」の策定だけで「新たな担い手」に保存・活用をゆだねることには問題が多く容認し難い。

「所有者の意向を踏まえた取組」は、所有者の個人や地方自治体の意向によって、史跡などが大きく改変される危険性をもつものと考えられる。文化財の価値によらない観光テーマパーク化や文化財そのものの毀損を招く恐れがある。文化財的価値が下がれば観光等の資源としても淘汰されることになり、大きな損失となる。政府の方針から文化財保護を前提としつつも観光や地域振興が優先される危惧があり、文化財保護のさらなる徹底のうえ活用が図られるべきである。

所有者だけでは保存・活用の対応が難しいケースが多く、専門家を擁したNPOなどの団体が所有者と伴走しながら保存・活用していくことが考えられる。ボランティアだけでは難しいので、経済的な補てんが必要。商業利用すれば経済的に回る可能性はあるが、建物への愛着があり商業利用を望まない所有者も多い。こういう建物を大事にされている所有者の気持ちも大事にする必要がある。

**2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充**

**(2) 具体的な方策**

**(ウ) 国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方**

文化財を担当する者の力を問わずに、国宝・重要文化財の公開日数や移動回数を緩和することは、文化財の段損や劣化の危険につながると考える。UNESCOからだされた「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」では「加盟各国は、ミュージアムが国内外のミュージアム団体によって定義され促進されている高度な基準を利用することを奨励する」として、活用のために基準を緩和するとは述べていない。基準を緩和する前に、資料の保存状況をよく見て運用で対応できるような、観察力と柔軟さを持った学芸員を博物館・美術館に配置することの方が重要と考える。

個々の文化財の特質に応じて、公開のあり方、特に公開の制限について、異なることもあり得るが、文化財の本質に影響を及ぼすような過度な活用にならないよう、十分な制限は必要である。活用に伴う文化財へのダメージについては、全てが把握されている訳ではなく、さらなる調査検討が必要な側面も多く、予期せぬダメージが生じる危険性もある。文化財の活用にあたっては、「石橋を叩いて渡る」慎重さが必要であることを忘れてはならない。

従来から国宝・重要文化財等の公開は制限の中行われていたが、その公開の機会は、鑑賞、教育、観光等への活用に十分活かされていたと言えるだろうか。分野によって国宝・重要文化財等の公開日数や回数を増やしたとしても、結局、いつ、どこで公開されるかという情報を適切に多くの人々に伝えない限り、多くの人々の眼にその文化財が触れることにはならない。限られた公開機会をどのように有効活用するのかを検討することも、文化財の活用という観点からは必要であると考えます。

公開日数の上限を延長するに当たっては、海外の美術館・博物館と協力して展覧会を開催するなど国際交流の取組みの妨げとならないよう、海外における展覧会の通常の会期幅等も念頭に、大幅な延長を検討すべきである。また、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に盛り込まれている修理現場の公開（修理観光）の推進につなげる等の観点から、公開日数の上限の延長にとどまらず「60日ルール」の適用範囲そのものを弾力的かつ抜本的に見直すべきである。

**2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充**

**(2) 具体的な方策**

**(エ) 文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備**

これなくして保存・活用の未来はないだろう。担当職員については、経験豊富な学芸員や保存修復専門員を充て、定年を迎えたまだまだ意欲あるベテランを採用し、若手とともにセンター機能を果たしていくことも有効である。文化財は人間が継承していくのだから、採用については、普及教育的精神に満ちた、サービス精神旺盛な人材を見つけるべきである。このセンターは高度な映像資料を製作・蒐集し、マスコミへの対応や展観事業への協力、地方への文化普及などに貢献できるだろうと考える。

センター的機能の整備の必要性は急務であると考え、その施設で勤務する人材の確保として、博物館内等での人材育成の環境、大学などの専門教育機関の整備も十分に検討すべきである。公開と活用を支えるためには、文化財保存学を柱にした保存科学、保存修復分野の人材をしっかりと確保することが重要であり、センターの整備とともに、専門教育機関の充実をはかり、現場で求められる実務を考慮したカリキュラムを並行して整備することが重要である。それによって、保存、公開、活用のバランスを広く保てる人材が確保でき、センターの機能も高度なレベルで継続的に維持できると考える。この専門的な人材育成は、他に掲げられている地域文化財をとりまく保存・活用の担い手、また安定した文化財担当職員の問題の解決にもつながる。

国の組織が再編・簡素化される現状を考えれば、実現できないだろうことが、当然予想される。むしろ保存修理・保存科学の機能を持つ現在の組織や機関を、充実・拡充することが現実的で、優先されるべきと考える。

**IV. その他推進すべき施策**

**(1) 地方公共団体の体制充実**



主な御意見の概要

資料1 別添

地方公共団体の文化財部局への専門的職員の配置の推進が提言されており、強く賛同する。しかし、財政難から専門職員配置の必要性を認めつつも人員配置に至らない自治体も多い。「域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画」を策定し専門的職員を配置して総合的な施策を進めているなど、積極的な取組を行っている自治体には、地方交付税の上乗せ処置など、財政面での支援も検討し実現することが必要である。

地方自治体の体制を充実させるため専門職の増員は必須である。同一の人件費という条件下では、一般職を減らし、代わりに業務内容に合った専門職を入れた方が絶対効果的である。事務仕事は一通り経験すれば、誰でも出来るが、専門的な仕事は、長期間研鑽を積み、特殊な知識や技能を身に付けてからでないと従事できない。実際、文化財行政の現場では、専門職に仕事が集中し、一般職の方が暇である。仕事の効率化、活性化を図り、人件費（税金）を無駄にしないのであれば、業務内容に合致した専門的人材をできるだけ多く配置すべきである。

小さな市町村の文化財課は人材が不足。このような意見徴収などへの認識もない。民間の私たちの方が危機感を持っている。文化財課の窓口はあるが、建築職が居ない。

地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上は、文化財行政の退行であり、断じて認められない。文化財保護と、まちづくり行政や観光行政は時として対立するものであり、だからこそ議論が生まれ、よりよい方策が模索できる。

文化財行政は、文化財所有者をはじめとする地域住民との良好で持続的な関係の構築や、長期的な視野に立った保存・活用の取り組みが不可欠であるため、短期的に交代する可能性のある首長の下にある部局にその権限を移すことは、継続性・安定性が確保できなくなることにつながる可能性があり、強く懸念せざるを得ない。また、地域振興や観光といった目的による文化財の活用に比重がかかる一方で、文化財行政を地域の学校教育と連携させるといった方向性が弱まることも危惧される。地域の子どもたちにも文化財に親しませようとするならば、その事業は教育委員会の所管であるべきであろう。

首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上については、慎重になるべきと考える。景観・まちづくり行政、観光行政との総合的・一体的取り組みについては、現行制度でも相互の連携によって促進することが可能である。しかし、指定文化財の現状変更の許可などは、文化財保護部局が教育委員会に属していることにより中立性が保たれており、首長が現状変更の申請と許可の権限の双方を持つことは、中立性を損なう恐れがある。運用で賄えるものと制度的に中立性を損なう恐れのあるものを同次元で天秤にかけるべきではないと考える。

市町村レベルでの基本計画の策定に賛成。ただし、現状では文化財担当者の環境はほとんどが劣悪で、人数も極めて足りない。専門的職員の配置は焦眉の課題である。活用之際には遺跡の価値を文化財担当者が地域住民に語る必要があるが、そのためには文化財の絶えざる研究が欠かせない。研究なしに文化財の価値は語れないのだから、研究活動を保証する必要がある。

文化財行政については、首長部局に事務委任や補助執行させることができるにとどまっている。「中間まとめ」が指向するように保存と活用を文化財保護の重要な柱として位置づけていくこととなれば、首長部局で文化財の活用を主導している現状について法令上の位置づけがかえって曖昧になりかねないことから、そのようなことにならないよう、法令上の明確化を必ず行うべきであり、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今後の検討事項として先送りすることなく、今回の文化財保護法見直しにあわせて優先的に措置すべきである。

首長部局が文化財保護を担当することについては、すでに多くの県では、教育委員会ではなく知事部局で担当している事例は多くある。ただ、文部科学省・文化庁が直接対象としうる部局は教育委員会であるところに、国の制度上の問題があるのではないか。

#### IV. その他推進すべき施策

##### (2) 博物館等の役割強化

文化財保護の在り方の検討とともに、博物館の役割について論じることは非常に有効である。地方自治体の文化財担当ですら、博物館を観光施設と誤認し、調査研究や保存収集といった機能を軽視している。これを契機に、博物館の社会的な存在意義を再定義していただきたい。学芸員の位置づけが曖昧であることは非常に問題である。欧米諸国では大学教授と同等の研究職と認識されている。文化財保護の在り方の大転換を実現するならば、真っ先に「学芸員を増やす」という人材面での大転換と両輪で考えていただきたい。

ある県立美術館では保存修復の担当の学芸員がいる代わりに、外部に修復を委託する予算がほぼない状況だと聞いた。都道府県立の美術館博物館が地域の中心となって助言などできるような人員配置にすることはとても重要なことだが、人を配置することと引き換えに予算がなくなるとは、十分な保存活用はできない。文化財の保存活用のための予算確保について、都道府県や市町村の単独で予算を組むことは極めて困難だが、そのための国からの補助や対策をしっかりと練っていただきたい。

文化財の保存・活用についての今日的課題を的確にとらえた側面もあると一定の評価はできる。しかしながら、人材や財源の確保という点において現実から乖離している面があることも否定できない。たとえば、文化財のうち美術工芸分野に関して言えば、市町村はおろか都道府県レベルでも専門の担当者が配置されている自治体は、現状では京都、奈良などごく一部に限られている。文化財活用の前提となる修復などの保存事業の補助金についても、多くの自治体において予算削減の対象とされるなど、厳しい状況にあることを認識する必要がある。また、国立博物館においては、展覧会の頻度と規模が増し、さまざまな普及活動が求められるなか、研究員の増員は抑制され、物品費により非常勤職員を雇用することで凌いでいるというのが実情であり、地方の博物館等においても学芸員を非正規雇用とするケースが多く見受けられる。地方公共団体、博物館等ともに、文化財を保存・活用するための人材として、文化財保存の技術者、保存科学の専門家、さらには文化財と社会とを繋ぐ文化遺産コミュニケーターの育成、配置が望まれることは言うまでもない。しかし、文化財の歴史的、美術的価値を正しく認識し、また新たに見出すためには美術史学、考古学、歴史学等の専門家が不可欠である。加えて、その資質向上のためには不断に研究を継続できる環境が必要であるが、現状ではそうした環境がむしろ悪化していると言わざるを得ない。この度の中間まとめについて、施策ごとに人材及び財政的措置を明示し、具体性、実効性のある内容とすべきことを強く主張したい。

まずは常勤学芸員の配置数を増やし、博物館が持てる機能と魅力を十分に発揮できるよう、国は財政上の措置をはじめとする抜本的な対策を示すべきである。地方自治体での観光振興は「観光課」や「地域創生課」等といった部局が担うべきであって、学芸員はそれに協力するものの、そもそも本来的な業務ではない。学芸員に必須なのは文化財そのものや地域文化に対する深い知識と、文化財保存上の知見および技術であり、観光振興はそれとは別に、担当部局と博物館との有効な連携によって実現すべき事柄であろう。この点を踏まえることなく、学芸員に本来的ではない業務の習得を要請することは、新たな負担を増やし、文化財保存をなおざりにすることにつながり兼ねない。

博物館等が、地域振興や観光振興と連携することや外国人旅行者への対応を進めていくことは推進されるべきであるが、博物館や文化財の観光のための活用という観点からの要請が過度に進まないように留意する必要がある。文化財は調査研究によってその意義が明確、あるいは新しい意義が発見されるため、調査研究は博物館等の学芸員にとって重要な任務である。観光への活用などの短期的な経済効果に偏重し、学芸員の担うべき調査研究等の業務が軽視されないようにしていく必要がある。

「中間まとめ」を通読して、全体の趣旨に対しては大いに賛同したい。しかし、この行き届いた叙述は、近代以降の美術品に関わる適切な記述もあるが、「重要文化財建造物、史跡名勝、天然記念物」などに主たる関心が置かれ、それに関わる文化財の保存・活用に多くのページが割かれている。江戸時代以前の古い美術作品については、十分とは到底言えないまでも、国立博物館等に保存修復の機能が備わっているのに対して、重要文化財指定の範囲が明治以降の美術にも広がっている最近でも、近代・現代の美術品に関しては、保存修復の必要性の認識は驚くほど低い。近・現代の美術品を保存する対策は国が率先して取り組まなければならない課題として大きい。活用に向けた保存修復の体制が整うことによって、多くの貴重な美術品が集積され、また文化財活用の重要な場である美術館の社会的な役割は、より活発に果たされる。そして地域住民だけでなく地域の魅力に惹かれる国内外の人々を引き寄せる一層の活動が展開され、地域の核になると期待される。その期待のもとに、主に近・現代の美術を扱う（国立）保存修復センターが国主導のもとに設置されることを強く望みたい。

主な御意見の概要

資料1 別添

市町村の文化財部局と同様、専門知識のある学芸員を、公立博物館等で、どれだけきちんと人数を配置できるかが問題である。市町村の博物館は人手不足で、少人数で様々な業務をこなしている。県レベルでの学芸員の増強による市町村支援や、保存科学のような特殊分野のサポートなどの取り組みが求められる。美術工芸品のように、そもそも保存修復にかかる人材や資源を育成し、確保していく体制や役割について、文化財保護法のなかに、もっと明記するとともに、博物館法と文化財保護法のすり合わせを議論すべきである。

県立博物館等への専門的な人材配置が主で、地域の文化財の保存・活用の前線を担っている、市町村の博物館について触れられていない。新たな仕組みを作るよりも、地域博物館の充実や活性化を図り、文化財の保存と活用を担う拠点として機能することが有効ではないか、少なくとも、その枠組みの中に地域博物館は欠かせないのではないか。文化財の保存と活用のためには、博物館が、図書館や公民館と並ぶ地域の社会教育施設として、あるのが当然、学芸員がいるのが当然、という認識、そしてその実現が、何よりも必要と思う。

地域にある国・都道府県・市町村・民営の博物館、資料館、ガイダンス施設、種々の文化施設の活動の現状は、孤立・分散的である。個々の博物館・専門職員（学芸員）の機能強化だけでは不十分であり、相互の連携・協働の体制づくりが必要であり、地域の各種文化財を含めた諸施設のネット・ワーク化が求められる。その際、既存のネットワークを整備、拡充することも一方法であろう。

**IV. その他推進すべき施策**  
**(3) 国際交流や訪日外国人旅行者への対応**

「外国人による観光」においては、「外国人の目線」を含めて意見聴取を行い、その評価の検証を踏まえつつ、より意義深く、効果のあがる観光方策を立てる取り組みが必要である。さらに、日本人による「海外観光」の在り方との比較研究を進め、「観光の在り方」全体をより明確にする検討が必要である。

外国からの訪問客に対する対応の必要性は触れられていたが、障害者に対する対応の必要性については触れられていなかった事が非常に問題である。障害者差別解消法を視野に入れ、障害者が文化財にアクセスする上での「障害」を無くして行くための方策の提案がなされるべきである。

**IV. その他推進すべき施策**  
**(4) 文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携**

史跡における復元建物が、史跡の理解に資することは事実であるが、それは適切に復元が行われた場合であり、史跡など文化財の価値を損なわないことが条件となる。史跡においては、地上の建物が失われていても、地下には基礎構造が残されていることが一般的であり、調査によって時期の異なる基礎構造が発見され、他の資料では知られていなかった時間的変遷などが明らかになる場合も多い。安易な現代工法による建物「復元」によって、地下遺構が壊滅的に破壊されたと推定できる事例は少なくないため、復元建物の建築は、地下遺構を破壊しないことが大前提であることを強く主張する。

史跡等における建物復元については、当該史跡等の歴史的経緯や現状、遺構の保存、研究の蓄積等多方面の検討を行い、現在に残る本物の価値を減殺させないよう、その適否を含めて慎重な対応を行ってきた。史跡の魅力を発信する方法は多様であるべきで、復元建物のみを取り上げるのは視野狭窄である。

文化財は保護を中心に沿えつつ、積極的に文化財のレプリカを生産してそれを展示するようにするべきである。文化財のレプリカを作ることにより伝統技術の継承や訓練にも繋がる。文化財を開放して閲覧させると、偶発的な事故や閲覧マナーの欠如から貴重な文化財が毀損紛失して後世に継承できないことが何よりも危険である。リスクを避けるためにも活用よりも保護を、活用するならレプリカ生産に力を入れるようにするべきである。

文化財修理は、「文化財」そのものが複合的な素材と技術から構成されているとおり、様々な材料と技法が必要である。その材料と技法が適切なものであったことは現在に伝わる「文化財」がそれを証明しており、以後もこの修理文化を継承していくことが「文化財」にとって肝要と考える。現在、多くの「文化財」が残っている点は我が国の文化力の高さを示しており、また残すことができている材料、技術は「文化財」の魅力の一部として充分足るものとする。

材料、技法を含め、あらためて我が国の「文化財」保存活動の歴史を見つめ直し、文化財修理も「文化財」の活用のひとつとして特徴付けることを望む。

精工なレプリカやVR等の作製も重要だが、未来に継承するために第一に考えるべきは、文化財というホンモノが伝える日本文化であり、適切なサイクルを生かした公開活用と新たな世界文化の発展に寄与する仕組みを組み立てる必要がある。

デジタルアーカイブは、文化財の基本的な情報を容易に伝達する手段として重要であることは論を俟たないが、現状の日本におけるデジタルアーカイブの構築状況は、博物館等の個々の文化財所蔵機関が個々に構築したものが中心で、それぞれの博物館等のアーカイブの収録内容も、代表的な所蔵品等のみに限定され、全所蔵品を網羅するようなものは多くない。また、国内のアーカイブを横断検索できるアーカイブ統合型のプラットフォームとして「文化遺産オンライン」が存在するが、参加する所蔵機関数が多いとは言えない。個々の所蔵者等による文化財デジタルアーカイブの構築を加速化するような国家的支援、「文化遺産オンライン」参加者の一層の拡充等、それら各アーカイブを横断検索可能にする統合型アーカイブの充実を積極的に進めることが望ましい。また各アーカイブの解説文や画像等のコンテンツの充実も、国が主導してどのようなコンテンツ構成、内容が相応しいのかという基準を示し、積極的な推進策を検討して貰いたい。

VRの制作において、現状は文化財専門家が関わらず、技術専門家のみによって作成されていることも少なくない。文化財の特性を踏まえた制作によって、有効な活用法とできるようにする取り組みが必須である。また、3Dなどデジタルデータは利用を推進するだけでなく、著作権・所有権の在り方も検討すべきである。オリジナルデータの不正利用により、不正なレプリカ・模造品が製作・流布されかねない。模写・レプリカの広範な普及によって、現物自体の正確な補修や劣化防止、現状記録を怠ってはいけないうし、現物の「本物」の価値を損なうことなく、その存在が軽視されない気風も必要である。

これからの文化財の保存と活用には、三次元デジタル記録が必要だが、古典籍などの文書のデジタル記録と比較すると立体物の三次元デジタル記録ははるかに難しく、現在、日本で専門に開発・研究・普及できる能力があり、実際に自らの手で推進している研究者はほとんどいない。また、日本の研究機関の体制や予算規模は、海外の研究機関と比べて極めて脆弱である。この点を課題として中間まとめに明確に記載し、改善に取り組まなければ、中間まとめが提示する文化財の保存や活用は実現できないと考える。

文化財の魅力をわかりやすく発信し、文化財と社会をつなぐことのできる、文化遺産コミュニケーター(仮称)の育成が必要であるとは、現状の文化財保護現場を無視した暴論である。文化遺産コミュニケーター(仮称)の育成など不要であり、余計な肩書きが増えることにより、責任の所在が曖昧になり、結果、文化財保護行政に大きな禍根を残す。

今年の著作権分科会報告書において、博物館・美術館による資料の保存のための複製が「図書館等による複製」として整理された。しかし、依然として図書館を想定して作られた法律を拡大する形で整備されており、必要要件に「学芸員」ではなく「司書等」の設置が義務付けられている。コミュニケーターのような新たな資格を作るのではなく、現行の学芸員資格を情報化に対応するよう改革し、知的財産権の理解やコンピュータサイエンス分野の必修を義務付け、文化財保護法と合わせてデジタル技術に対応できる専門家を育成すべきである。

文化財を現代の社会問題の解決へと導く要素を盛り込むべきである。具体的には少子高齢化などの問題がある。学校教育における環境教育の教材としての文化財の活用や介護施設におけるレクリエーションの教材としての文化財の活用である。そのためには環境教育の学会や日本レクリエーション協会など関係諸団体との連携も不可欠である。



**V. 中長期的観点から検討すべき課題**

伝統工芸品の修復にあたっては東博、東文研、識者らの立ち合いの下、担当文化財の修復に相応しい工芸作家・技術者を積極的に選考して、迅速かつ適切な修復作業を可能とする現場環境の構築を急務とすべきと考える。特に人選、育成に留意すべき点は、

- ・文化財の所有者、文化財担当者と、自分が関わって宜しいか、いかにすべきかと、より良い方策を真摯に向き合い対話し合える者である事。
- ・後続く者に継承・支援の意志がある事。
- ・また貴重な文化財に関わる以上、生活、精神面、健康面が良好である事、公序良俗は勿論、薬物、スモーカー、多額の借金等、以ての外である。
- ・また、自らの技術のみに拘泥するのではなく、担当文化財により相応しい保存と活用の方法を常に研究・選択できる柔軟性も不可欠である。

文化財を守る技術者・技能者については、さまざまな職種の技術者が想定されるが、その中にぜひ美術品搬送業者の作業員を考慮していただきたい。文化財の展示公開にあたって、現在の日本国内において彼らの存在、技術なくしては事業は成り立たないといえるだろう。彼らの技術は、世界の中でもトップクラスである。職人氣質のきめ細かい配慮によって形成された高い技術が磨き上げられ、これまで継承されてきたが、近年その疲弊が目に見える。もっとその地位が保証され、高い技術や意識を維持できるような体制の整備を希望する。

文化財保存修理に不可欠な材料の確保は必然である。選定保存技術者と連携し、安心安全な材料を安定的に確保することは保存修理の質を落とさないために不可欠である。伝統技術保持者の仕事を継続してゆくためには、需要と供給の流れを確保しなくてはならない。国が選定保存技術として認定したにも関わらず、その技術者の仕事に需要がない現状において、後継者の育成が滞り誇りある伝統産業と共にその技術も消滅の危機を迎えている。この現状には、需要を高め技術の質を落とすことなく後継者に伝承してゆく循環が不可欠と考える。

現在、全国的に伝統工芸に関わる技術職・職人等が不足しており、必要な道具・技術が失われていっている危機的状況となっている。こうした状況を文化庁はきちんと把握しているはずで、文化財の活用の議論の前に、文化財を正確に理解し、扱うことのできる人材の育成が急務なのではないか。そしてそれを広く市民に伝えることで、地域の文化財に対する意識が向上し、最終的に正しい活用につながるのではないか。そのための学芸員であり、博物館・美術館施設に学芸員職は必ず配置されなくてはならないと考える。

主な御意見の概要

資料1 別添

文化財修理や修理技術者の養成問題、大規模発生時の文化財のレスキュー問題は、保存活用以上に大切な問題であるので、今後早々にご検討いただきたい。

「大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動等の在り方について」が挙げられているが、わが国では阪神・淡路大震災と東日本大震災を経て、文化財の防災やレスキューについてのノウハウや考え方について多大な蓄積を行ってきた。そのひとつが「『地域歴史遺産』の保全・継承に向けての神戸宣言」であり、本宣言では、わが国における「歴史文化に関わる多様な分野の専門家と地域の歴史文化の多様な担い手が、ともに手を取りあって、文化財等の保存・継承活動を一層強めて」いくことを念頭に採択されたものである。本宣言は、文化財防災におけるわが国の知見として発信されているものであり、文化財保護法の改正にあたっては、本宣言の理念が十分に取り入れられるよう願う。

震災をはじめ、さまざまな災害によって新たに発生した被災建物などの災害遺構は、災害の実態を示す歴史的遺産である。これらを文化財として位置づけ、保護し継承していく枠組みを整備することが必要である。

文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策の見直しや、研修機関の在り方の検討について、今回の中間まとめが、特に地域の未指定文化財や各種資料の調査・発見・発掘、地方自治体や民間による文化財の保存・活用がうたわれていることから、地域の歴史や風土、自然、環境などに熟知した人材を育成していくことが特に求められると考える。これまでの地域史の調査・研究により明らかになった地域特性を踏まえた学術的な調査・研究を行えるような体制・組織・人材などが求められ、文化財担当者や学芸員の育成や研修の課程で、個別文化財の各論や観光学だけではなく、これまでも蓄積のある地域史・地方史・郷土史の調査・研究法を修得する講座などの必修化を望む。また「学芸員」については、文部科学省の所管ではあるが、今後の博物館（特に地域博物館）のあり方、文化行政の変化に鑑みると、学芸員の資格取得の課程で上記の地域史の調査・研究にかかわる科目を設定することも必要となってくる点において、博物館行政との連携を図ることが望ましいと考える。

埋蔵文化財行政において考古学を専門とする者が考古学の延長線上で当該業務に従事するように、学術研究と実際の業務との違いが存在しながら、その両者を混同しているケースが少なくない。行政内研究者と呼ばれるこうした人々は、一面では特定の学問領域における高度な専門性を有しているものの、反面行政における文化財保護のあり方をあまり意識しないことがある。結果的にこうした傾向は、学術研究には関心はあっても、文化財の情報や調査内容を地域社会に還元し、まちづくりへと展開する意識に欠ける人材を生み出している。文化財の保護と活用を文化政策総体の中で捉え直すことが求められる昨今、当該行政分野における人材についてもこうした状況に的確に対応しうる能力が求められている。

主な御意見の概要

資料1 別添

人材予算が豊富な自治体が他の団体に職員や物資を支援協力することを促す方策を明記してほしい。現状では、横並びにある他の団体の事案は状況を把握していても手も口も出せない。県が市町村に対する指導はできるが、市町村間では制度上も慣行でも心情でも不可能に近い。ところが東日本大震災では、県境を越えて市町村間の協力が実現した。これを平時でも可能とし、文化財行政に手薄な団体への協力が、市町村間で円滑にできるようにしてほしい。具体的には、指針の提示、通達、宣伝活動、場合によっては金銭的支援などが考えられるが、市町村間の協力が違法ではなく、むしろ奨励されることを国が示して文化財行政に取り入れて欲しい。